

令和5年度 南大隅町議会定例会 12月会議 会議録（第3号）

招集年月日 令和 5年 4月 4日
招集の場所 南大隅町議会議事堂
開 会 令和 5年 4月 4日

開 議 令和 5年12月22日 午前10時00分

応召議員 全 員
不応召議員 な し
出席議員

1番 後藤道子議員	6番 上之園健三議員	10番 幸福恵吾議員
2番 森田重義議員	7番 津崎淳子議員	11番 大坪満寿子議員
3番 日高孝壽議員	8番 平瀬十助議員	12番 木佐貫徳和議員
5番 浪瀬敦郎議員	9番 大村明雄議員	13番 松元勇治議員

欠席議員 な し

会議録署名議員：（3番）日高 孝壽 議員 （5番）浪瀬 敦郎 議員

職務の為の出席者：（議会事務局長）黒木 秀 君 （書記）平瀬戸 ゆかり君
（書記）木佐貫 里子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石 畑 博 君	介護福祉課長	中之浦伸一君
副 町 長	竹 野 洋 一 君	経 済 課 長	新 保 哲 郎 君
教 育 長	山 下 四 郎 君	教育振興課長	松 山 隆 広 君
総 務 課 長	熊 之 細 等 君	税 務 課 長	畦 地 茂 穂 君
支 所 長	坂 口 達 郎 君	町民保健課長	戸 島 和 則 君
会 計 管 理 者	黒 江 鳴 美 君	農業委員会事務局長	木 佐 貫 公 子 君
企画観光課長	欠 席	総務課課長補佐	古 殿 裕 一 郎 君
建 設 課 長	中 村 喜 寿 君	総 務 課 係 長	原 琢 磨 君
		総 務 課 係 長	若 松 勝 男 君

議 事 日 程： 別紙のとおり
会議に付した事件： 議事日程のとおり
議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和5年12月22日 午前11時04分

議 事 日 程

(付託事件の委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 1	認定第 1 号	令和 4 年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件
日程第 2	認定第 2 号	令和 4 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
日程第 3	認定第 3 号	令和 4 年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
日程第 4	認定第 4 号	令和 4 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
日程第 5	認定第 5 号	令和 4 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
日程第 6	認定第 6 号	令和 4 年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
日程第 7	認定第 7 号	令和 4 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
日程第 8	議案第 21 号	令和 4 年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

(質疑・討論・採決)

日程第 9	議案第 27 号	令和 5 年度南大隅町一般会計補正予算（第 11 号）について
日程第 10	議案第 28 号	令和 5 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 11	議案第 29 号	令和 5 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 12	議案第 30 号	令和 5 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 13	議案第 31 号	令和 5 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

日程第 14	議案第 32 号	南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 15	議案第 33 号	南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 1 6	議案第 3 4 号	南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 1 7	議案第 3 5 号	南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 1 8	議案第 3 6 号	南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 1 9	議案第 3 7 号	令和 5 年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 2 号）について
日程第 2 0	議案第 3 8 号	令和 5 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 2 1	議案第 3 9 号	令和 5 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 2 2	議案第 4 0 号	令和 5 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 2 3	議案第 4 1 号	令和 5 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 2 4	議案第 4 2 号	令和 5 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 4 号）について
日程第 2 5		議員派遣について

▼ 開 会

議長（松元勇治議長）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付いたしましたので、ご了承願います。

- ▼日程第 1 認定第 1 号 令和4年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第 2 認定第 2 号 令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第 3 認定第 3 号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第 4 認定第 4 号 令和4年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第 5 認定第 5 号 令和4年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第 6 認定第 6 号 令和4年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第 7 認定第 7 号 令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第 8 議案第21号 令和4年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議長（松元勇治議長）

日程第1 認定第1号 令和4年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、日程第7 認定第7号 令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件と、日程第8 議案第21号 令和4年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上8件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔 決算審査特別委員長 森田 重義 議員 登壇 〕

決算審査特別委員長（森田重義議員）

決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号 令和4年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から認定第7号 令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件、及び議案第21号 令和4年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、計8件の、審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

今回の決算特別委員会の報告には、審査の経過及び結果等についてはもちろんですが、各所に執行部に対しての意見・提言等も含まれておりますので、来年度以降の改

善を望むものでもあります。

当委員会では、9月20日、日程や審査方針等を協議・決定し、9月25日から10月16日まで現地調査を含め、実質7日間の日程で慎重に審査を行ったところです。

決算審査にあたっては、南大隅町の各会計決算書、主要施策の成果説明書、監査委員からの監査意見書、その他提出を求めた関係書類をもとに審査しました。

歳入の審査では、収入確保の努力がなされ、その実績が上がっているか。予算額と調定額に対しての収入済額、収入未済額における原因は何か。

歳出においては、予算の目的に沿って適正に執行されているか。地方自治法における「最小の経費で最大の効果を」求めた執行がされているか。公益上の必要性に基づき支出され、その目的が達成され効果が上がっているかなどを主眼に審査を行いました。

財政健全化判断比率については、4指標とも基準内で、数値的にはおおむね健全な財政運営であるといえます。

実質公債費比率は、0.2ポイント増加し、10.4パーセントとなり、早期健全化基準の25.0パーセントには、まだ余裕があるとはいうものの、ここ数年増加傾向にあり、地方債残高は昨年比6億8千万円減と、6年ぶりの10億をしたまわる減少となりましたが、依然、高い残高水準で推移しています。

財政構造の弾力性を判断する指標の経常収支比率については、昨年比より0.1ポイント増加して、89.7パーセントとなっています。公債費のピークは過ぎたとの報告がありましたが、今後の状況を鑑みると、まだまだ本町の財政は硬直化が進んで行くと感じますので、その要因を十分精査し、事務を執行されることを切に希望します。

総務課からは、将来における財政計画の見通しは構築できている。との考えが示されました。

委員からは、経常収支比率や実質公債費比率について質疑が交わされ、経常収支比率の指標維持について、町長交代による新規事業に係る臨時的経費の伸びが要因で、財政シミュレーションでも実質公債費比率の見込みは、安心できる水準であるとの回答がありました。今後も適切な財政管理を行い、健全な財政確保のため、財源確保に努め、節度ある財政運営と質の高い行政サービスが提供できるよう、なお一層努力が必要であります。

特別会計においては、一般財源からの多額の繰り入れになっている状況は否めませんが、目的に沿った事業を執行されており、成果を収めていると判断するところであります。

それでは、審査の過程で受けた説明及び主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、一般会計について。

支所関係については、歯科診療所の利用状況などについて質疑があり、回答を得たところです。

企画観光課関係では、関係人口拡大創出プロジェクト事業やオドル野菜プロジェクト事業などの取組・ふるさと納税推進や交通政策などの説明、また新型コロナウイルス対策としての支援策について、「最南端から元気を贈ろう事業」、「プレミアム商品券」、「各種給付事業」について説明がありました。

委員からの「プレミアム商品券」の使用率についての質疑に、9,986冊の販売で、441,500円分の未換金が生じたとの回答を得ました。各委員から、町民に不利益を与えないよう、有効期限内の注意喚起を促す意見が出されました。また、ブロンズ人材センターの運営方法や、町人会に対する要望等も出されたところです。

商工費では、貸付料の滞納整理について質疑がなされ、専門家の意見を参考に、処理方法について取り組んでいくとの回答を得たほか、アルベルゴ・ディフーズ事業の成果について質疑応答が展開されました。

経済課関係では、全国和牛能力共進会にて、本町の出品牛が優秀な成績を収めたとの報告があったほか、燃油高騰や資材、飼料等の物価高騰対策として各種支援を行ったと説明を受けました。

また、畜産業における生産額の報告もありましたが、肉用牛の価格低迷や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病等の影響が、生産者の意欲低下につながるよう取組みを強化しなければならないと感じたところです。

ブルーツーリズムや水産物販売等トレーラーハウス等、多岐にわたり質疑応答があったところですが、中でもスマート農業導入推進事業のラジコン草刈り機の備品購入については、購入時期や導入実績等、多くの質疑がなされましたが、委員からは、早めの予算執行と運用開始を望む意見が出されました。

有害鳥獣対策では、昨年度に引続き、箱わな管理の改善と、狩猟免許更新登録手数料の100%助成の必要性について質疑応答がなされ、それぞれ改善の要望が出されたところです。

教育振興課関係では、3年ぶりの佐多岬マラソンやスポーツの日の取組み、全日本大学対抗選手権自転車競技大会などの実施が報告され、ようやくコロナ前と同等の行事が展開されてきたようです。また、給食費の無償化も始まり、子育て世代にやさしい教育環境が整えられてきました。

審議では、新型コロナ対策として改善した各種施設の自動水栓取替の単価差についての質疑に、時期や設置環境により、事業単価が違っているとの説明を受けましたが、委員からは、同様の購入事業等においては、庁舎内で統一した考えで調整するなど、節減対策を図る努力を要請されました。

南大隅高校魅力発信交流事業の効果については、令和5年度2名の入学者があったとの回答を受けました。

また、全般にわたり、不用額について、適正な事務執行に心がけるよう意見が出されたところです。

税務課関係では、先ず、地籍調査での進捗率について質疑があり、令和4年度末の予定が33.72%になると回答を得たところです。

委員からは、早期の完了を望む意見が出されました。

税の徴収については、約8百万円の増収となったものの、町税の収納率は94.69%で前年度比0.10ポイントマイナスの収納率となりましたが、鹿児島県と「県職員の市町村税務職員併任に関する協定」を締結し、収納率向上に取り組んだとの説明がありました。

特に、税収は町の根幹をなす自主財源であることから、徴収率を意識して、どのような対応をすればよいのか、生活困窮者の状況を見ながら、減免措置などの丁寧な説

明にも心がけ、徴収率を少しでもあげる今以上の努力を期待するところです。

本件については、税の徴収だけでなく、各保険料・使用料など全庁的課題として、また、債権回収プロジェクトの活用を効果的なものにし、重ねて申しますが、徴収率にこだわった事務の執行を望みます。

農業委員会関係では、情報収集等、業務効率化支援事業の国庫補助金を活用し、タブレット端末を導入したとの説明を受けました。

介護福祉課関係では、国の新型コロナウイルス感染症対策や価格高騰対策の影響が決算額の増減に影響があり、9千2百万円強の減額になったと説明がありました。

4年度においては、「おおすみ地域成年後見センター運營業務委託が始まり、DV被害対策等における「要支援者保護施設設置事業」等の事業も実施したと報告がなされ、成年後見センターの活用実績についての質疑に、地区全体の相談件数262件のうち、町民の相談件数は33件あったと回答がありました。

会計課では、クーポン収入による収入増が図られ、基金運用に関する努力が見られました。

有価証券等の運用については、金融政策や経済状況を見極め、より効率的な運用に期待するところです。

建設課関係では、農排水路補修1件、林道橋梁補修2件、町道維持補修は令和3年度からの繰越事業を含め10件、新設改良1件、住宅建替2件、団地外壁改修1件、住宅解体2件の工事を実施したとの説明があり、豪雨等による災害復旧工事は、ほとんどが翌年度繰越になったことが報告されました。

また、住み続ける住宅助成が38件、空き家等解体撤去補助金23件と、令和3年度と比較し、空き家解体助成の件数が伸びているようです。

また、住宅使用料未納額の取り扱いについて、公平性を保つためにも、連帯保証人への請求を含め滞納整理に努力すべきとの意見のほか、滞納者のためにも解決策を助言してほしいとの要望も出されました。

町民保健課関係では、新型コロナウイルス対策に関連する事業や肝属郡医師会立病院再整備に係る基本設計策定の補助事業、塵芥処理車の購入事業等により、決算額が増加になっています。

また、マイナンバーカードの普及推進に伴う窓口延長や出張申請の実施のほか、子育て世代の利便性や乳幼児の健康状態を把握するため、乳幼児健診の町単独実施や、対象幼児の拡大など、住民の立場にたった事業の工夫がみうけられました。

総務課及び選挙管理委員会関係では、町有地に係る財産貸付の状況や庁舎建設に係る全体経費、選挙に係る投票率向上への取組み等について質疑がなされたほか、備品購入や不用額など全庁的な取組みについての質疑や要請が行われました。

総務課からは、庁舎建設に係る総経費は23億1千9百万円で、うち合併特例債を18億3千5百万円充当していると説明がありました。また、選挙における投票率向上について、選挙管理委員会において、若年層を中心に投票の働きかけを行っているとの回答に、委員からは、近隣市町村も同様の投票率低下の状況にあるため、広域的な取組みを期待するとの意見が出されました。

一般会計全般を通じてですが、不用額の取り扱いについて、補正予算にて精査され、次年度の予算に、その精査を活かすため、十分留意するよう求められました。

ほかにも各課の審査において質疑や意見が多く出されましたので、それらの意見・提言を踏まえたうえで来年度予算編成に対しての執行機関での検討を強く求めるところであります。

次に、特別会計について。

国民健康保険事業特別会計については、歳入で対前年度比3.4%増、歳出では対前年度比0.57%減となっており、令和4年度においても、コロナ禍における保険給付費の減が主な要因との説明を受けました。

また、国民健康保険税については、保険料の収納額、徴収率ともに前年度を上回っており、更なる適正な徴収に期待するところです。

診療所事業特別会計では、郡診療所の収入減について、人口減や入院増による患者数の減が要因と推察しているとの回答があったほか、医療機器使用料の増加について、酸素療法患者の増が要因であるとの説明を受けました。

介護保険事業特別会計では、保険事業勘定において、基金積立が要因で、前年比6.6%増の決算になったことが報告されました。

認知症地域支援・ケア向上事業の成果についての質疑に、VR体験会や認知症を患っていらっしゃるかたとのミーティングを実施し、声掛けや支援のあり方についての学習を深めたとの回答を得たとともに、専門性が高いため、継続性や地域への広がりについては、取捨選択しながら、良い方法を見出していきたいとの説明も受けました。

下水道事業特別会計では、滞納整理についての質疑に、請求者が存在しないため、不納欠損処理を行うとの回答を得ました。

後期高齢者医療事業特別会計では、歳入で対前年度比3.8%の増、歳出では対前年度比3.6%の増となっています。

滞納者の完納に向けた意識付けのための納税相談や面談を継続的に取り組んでいくとの報告もあったところです。

水道事業会計においては、未普及世帯の質疑に、川原、野尻野、高田、打詰の4地区で94名が未普及地域の対象人口であるとの回答があり、高齢化が進む中、町水の配管が無い地域について、担当課からは、配水池から遠く離れた住民とも協議しながら、新たな計画の中で考慮していくとの考えが示されました。

現地調査では、多数の事業の中から選定した7件の現地調査を行い審査しました。

B&G防災拠点事業や備蓄倉庫付き公用車車庫整備事業では、災害時に備えた機器や避難食などが保管、整理されていることが確認できました。

スマート農業導入推進事業では、実際に依頼を受けた畑において、ラジコン草刈機2台での実演も確認できました。更なる今後の活用が期待されるところです。その他の現地調査では、個別の意見は現地において担当課へ伝えましたが、概ね良好に事業執行されていると認めました。

以上、審査の経過と主な意見を申し上げましたが、全体的には議会の議決した目的に沿って執行され、成果を収めていると判断しました。

決算認定は、町の財政運営の健全化と適正化に努めることと、行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価するもので、その評価に基づき後年度の予算や行政執行に生かされるべきものであります。

地域の特性や資源を活かした取組など、創意と工夫で町民が真の豊かさを実感でき

る施策が求められています。石畑町長が目指す「3つの思いと10本の柱」を実現する為に、各種施策を展開され一層の弛まぬ努力を強く期待します。

以上、審査の概要を申し上げましたが、決算審査特別委員会といたしましては、認定第1号令和4年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から認定第7号令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件までの7件について、全会一致で認定すべきものと決定しました。

また、議案第21号南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についても、全会一致で可決及び認定すべきものと決定いたしました。尚、重ねて申し述べますが、審査においてなされた、指摘事項・要望・検討するとされた事案については、令和6年度予算に反映されるよう速やかな対応を望みます。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長（松元勇治議長）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

認定第1号 令和4年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件に質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号令和4年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立をお願いします。

起 立 多 数 （全員起立）

議長（松元勇治議長）

起立多数です。

したがって、認定第1号、令和4年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

認定第2号 令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第7号 令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで、以上6件を一括して、質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。

これから、認定第2号令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は認定するものと決定しました。

次に、認定第3号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和4年度南大隅町介護保険事業保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、認定第 4 号 令和 4 年度南大隅町介護保険事業保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第 5 号 令和 4 年度南大隅町介護保険事業サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、認定第 5 号 令和 4 年度南大隅町介護保険事業サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第 6 号 令和 4 年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、認定第 6 号 令和 4 年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第 7 号 令和 4 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、認定第 7 号 令和 4 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は認定することに決定しました。

次に、議案第 21 号 令和 4 年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認

定について質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号 令和 4 年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、可決及び認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり可決及び認定とすることにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号 令和 4 年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の件については可決及び認定することに決定しました。

▼ 日程第 9 議案第 27 号 令和 5 年度南大隅町一般会計補正予算第 10 号について

議長（松元勇治議長）

日程第 9 議案第 27 号 令和 5 年度南大隅町一般会計補正予算第 10 号についてを議題とします。

提案理由については先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博町長）

ありません。

議長（松元勇治議長）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。
これから、議案第 27 号 令和 5 年度南大隅町一般会計補正予算第 10 号についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 27 号 令和 5 年度南大隅町一般会計補正予算第 10 号については原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 10 議案第 28 号 令和 5 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議長（松元勇治議長）

日程第 10 議案第 28 号 令和 5 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。
提案理由については先日説明がありましたが、補足説明はありますか。

町長（石畑博町長）

ありません。

議長（松元勇治議長）

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。
これから、議案第 28 号 令和 5 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 28 号 令和 5 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 11 議案第 29 号 令和 5 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）について

議長（松元勇治議長）

日程第 11 議案第 29 号 令和 5 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。
提案理由については先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博町長）

ありません。

議長（松元勇治議長）

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。

これから、議案第 29 号 令和 5 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号 令和 5 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 12 議案第 30 号 令和 5 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議長（松元勇治議長）

日程第 12 議案第 30 号 令和 5 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博町長）

ありません。

議長（松元勇治議長）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。

これから、議案第 30 号 令和 5 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号 令和 5 年度 南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 13 議案第 31 号 令和 5 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

議長（松元勇治議長）

日程第 13 議案第 31 号 令和 5 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由については先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博町長）

ありません。

議長（松元勇治議長）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。

これから、議案第 31 号 令和 5 年度南大隅町下水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号 令和 5 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 1 4 議案第 3 2 号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議長）

日程第 14 議案第 32 号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第 32 号は、南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、自らや父母等の戸籍について、本籍地以外の地区町村窓口でも、戸籍謄本等の交付請求が可能となるものであります。

また、マイナポータルを使用し、電子化された戸籍記録事項の証明情報の提供を可能とし、届出書等の書類を画像情報として作成したものの、内容に係る証明書の交付請求閲覧請求が可能となるものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議長）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。

これから、議案第 32 号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 15 議案第 33 号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議長）

日程第 15 議案第 33 号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第 33 号は、南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、令和 5 年人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、給与給与表の改定と一般職員の期末手当等の支給月数について、年間 0.10 月の引上げを行い、令和 5 年度の給与及び、令和 5 年 12 月に支給の期末手当等に特例措置を講じるものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議長）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。

これから、議案第 33 号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 16 議案第 34 号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議長）

日程第 16 議案第 34 号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（石畑博町長）

議案第 34 号は、南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、一般職の職員の期末手当の支給割合改正に準じ、所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、町長、副町長、教育長の期末手当について支給月数を年間 3.30 月から 3.40 月へ 0.10 月引上げを行い、令和 5 年 12 月に支給の期末手当に特例措置を講ずるものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議長）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。

これから、議案第 34 号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 17 議案第 35 号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議長）

日程第 17 議案第 35 号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第 35 号は、南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、一般職の職員の期末手当の支給割合改正に準じ、所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、議会議員の期末手当について支給月数を年間 3.30 月から、3.40 月へ 0.10 月引上げを行い、令和 5 年 12 月に支給の期末手当に特例措置を講ずるものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議長）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。

これから、議案第 35 号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 18 議案第 36 号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議長）

日程第 18 議案第 36 号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第 36 号は、南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、令和 5 年人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されたことに伴い、会計年度任用職員の給与の取扱いに関する当該条例に所要の改正を行うものであります。

今回の改正では、一般職の改定後の給与法を準用し、会計年度任用職員の期末手当の支給月数について、年間 0.05 月の引上げを行い、令和 5 年度の給与及び令和 5 年 12 月に支給の期末手当に特例措置を講じるものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議長）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。

これから、議案第 36 号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬期末手当等及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第 19 議案第 37 号 令和 5 年度南大隅町一般会計補正予算（第 12 号）について
- ▼ 日程第 20 議案第 38 号 令和 5 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ▼ 日程第 21 議案第 39 号 令和 5 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- ▼ 日程第 22 議案第 40 号 令和 5 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について
- ▼ 日程第 23 議案第 41 号 令和 5 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ▼ 日程第 24 議案第 42 号 令和 5 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 4 号）について

議長（松元勇治議長）

日程第 19 議案第 37 号 令和 5 年度南大隅町一般会計補正予算（第 12 号）についてから日程第 24 議案第 42 号 令和 5 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 4 号）についてまで、以上 6 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第 37 号から第 42 号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第 37 号は、令和 5 年度南大隅町一般会計補正予算（第 12 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 7 千 6 百 7 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 88 億 1 千 5 百 93 万 2 千円とするものであります。

歳出予算は、台風 6 号により被災した林道、農業用施設、農地の災害復旧にかかる工事請負費、物価高騰対策として、畜産農家への支援のほか、人事院勧告等に基づく人件費の調整に係る経費を計上し、歳入予算では、国庫支出金、地方交付税、調査費

などを計上したものであります。

また地方債においては、限度額の変更を行っております。

次に、議案第 38 号は、令和 5 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 14 億 6 千 2 百 41 万 2 千円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告に基づく人件費の調整を計上するものであります。

次に、議案第 39 号は、令和 5 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 百 6 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 4 千 4 百 8 万 2 千円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告に基づく人件費の調整を計上するものであります。

次に、議案第 40 号は、令和 5 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 16 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 千 5 百 27 万円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告に基づく人件費の調整を計上するものであります。

次に、議案第 41 号は、令和 5 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 5 千 8 百 81 万 7 千円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告に基づく人件費の調整を計上するものであります。

次に、議案第 42 号は、令和 5 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 4 号）についてであります。

本件は、収益的収入と支出をそれぞれ 21 万 4 千円追加し、補正後の予定額を収益的収入 3 億 1 千 6 百 61 万 4 千円、収益的支出 3 億 9 百 96 万 8 千円とするものであります。

今回の補正は、水道基本料金減免措置事業のほか、人事院勧告に基づく人件費の調整を計上したものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議長）

これから質疑を行います。

議案第 37 号 令和 5 年度南大隅町一般会計補正予算（第 12 号）について質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。

これから、議案第 37 号 令和 5 年度南大隅町一般会計補正予算（第 12 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号 令和 5 年度南大隅町一般会計補正予算（第 12 号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号 令和 5 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。

これから、議案第 38 号 令和 5 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号 令和 5 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号 令和 5 年度南大隅町診療事業特別会計補正予算（第 3 号）について質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。

これから、議案第 39 号 令和 5 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号 令和 5 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号 令和 5 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。

これから、議案第 40 号 令和 5 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号 令和 5 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号 令和 5 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。

これから、議案第 41 号 令和 5 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号 令和 5 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号 令和 5 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 4 号）について、質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。
これから、議案第 42 号 令和 5 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 4 号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 42 号 令和 5 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 25 議員派遣の件

議長（松元勇治議長）

日程第 25 議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。
会議規則第 123 条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおりであります。
ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議ありませんので、そのように決定しました。
お諮りします。
12 月の会議において、議決されました議案等の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で全部の日程を終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

令和５年度１２月会議終了にあたり一言お礼申し上げます。

１２月１２日から本日まで１１日間の日程でございましたが、一般会計予算をはじめ、お願いいたしました議案及び令和４年度決算の認定について、全て原案どおり可決いただき大変ありがとうございました。

今回一般質問につきましては、９名の議員から、買い物支援、防災教育、観光施策、バス路線廃止後の対応、飼料畑の面積拡大、住宅環境整備、福祉行政、農業振興、イベント関係、公園等の環境整備、森林環境保全、肝属郡医師会立病院再整備計画、畜産支援、台風６号災害、地域貢献活動支援、メンター制度など、住民生活に密着した多くのご質問とご提言を賜りましたので、今後の事業推進に反映させていきたいと考えております。

現在、令和６年度予算案の作成中でございますが、物価高騰や人件費高騰の中、収支バランスの取れた財政の効率的な安定運用を図り、賜りました多くの政策提言を実現させるために、町民に納得していただける予算編成に努めてまいります。

また、災害復旧事業の早期完了に向けた対応など、直面する緊急課題にはスピード感を持って取組み、安心して暮らせる町づくりには、事例なきご要望についても、本町独自の政策として実案反映させながら、町民生活の向上に職員とともに邁進してまいります。

年の瀬が近くなりましたが、議員各位がますますご健勝で良いお年をお迎えいただき、引き続き本町発展のためご指導、ご尽力を賜りますようお願い申し上げ、１２月会議終了のお礼といたします。

大変ありがとうございました。

▼ 散 会

議長（松元勇治議長）

以上をもちまして、令和５年度南大隅町議会定例会１２月会議を散会します。

散 会 ： 令和５年 １２月２２日 午前 １１時０４分